



報道機関 各位

資料提供 令和4年12月12日
生活環境部自然保護課
主幹（兼）班長 佐藤 文秀
副主幹 藤原 一樹
主任 石塚 優大
電話 018-860-1613
美の国あきたネット掲載 有

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内34例目）にかかる野鳥監視重点区域の解除について

大館市で令和4年11月13日（日）に回収されたオオハクチョウにおいて高病原性鳥インフルエンザの発生（野鳥国内34例目）を受け、野鳥監視重点区域を環境省が指定し、野鳥監視の強化をしてきたところですが、その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、12月11日（日）24時をもって当該区域が解除されたのでお知らせします。

1 これまでの経緯

- 11月13日（日）
 - ・大館市でオオハクチョウ1羽の死亡個体が回収され、インフルエンザ簡易検査を実施（陰性）。
- 11月17日（木）
 - ・国立環境研究所において遺伝子検査を実施し、H5亜型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認。
 - ・回収地点を中心とした半径10km圏内を、環境省が野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視強化を実施。
- 11月18日（金）
 - ・国立環境研究所の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出。
- 同日～12月7日（水）
 - ・県が状況調査を実施。
- 12月11日（日）24時
 - ・野鳥において異常が確認されなかったことから、野鳥監視重点区域を解除（※）。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、以下を1日目として28日目の24時に野鳥監視重点区域を解除。
－野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日
－家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日
－環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日
また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除。

2 状況調査結果

- (1)調査日：令和4年11月18日（金）、24日（木）、29日（火）、12月7日（水）
- (2)調査結果：野鳥監視重点区域内にある渡り鳥の飛来地等9箇所を中心に、野鳥の生息・飛来状況及び死亡野鳥調査等を実施した結果、野鳥の大量死等

の異常は確認されませんでした。

(参考) 状況調査(生息・飛来状況調査)で確認された鳥類

検査優先種	種数	種類
検査優先種 1	3	オオハクチョウ、コハクチョウ、ノスリ
検査優先種 2	3	マガモ、オナガガモ、ホシハジロ
検査優先種 3	5	カルガモ、コガモ、アオサギ、トビ、ハヤブサ類(ハヤブサ以外)
合計	11	

3 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルの「対応レベル3」が継続中であることから、野鳥の監視強化を継続します。